

# 休眠宗教法人の問題

長谷川正浩（弁護士）

私は「休眠宗教法人の問題」について若干の御報告をさせて頂くわけですが、前に御報告頂きました方と、内容が一部重複することもありますのでこの旨お断りして、お赦しを得たいと思います。

公益法人指導監督連絡会議において、昭和62年9月17日に「休眠法人の整理に関する統一的基準」が決定されました。この基準では、以下の8項目に該当すると休眠法人になるとしています。

- ①引き続き3年以上事業を行っていないこと
- ②理事が存在しないことまたはその任期が3年以前に満了していること
- ③理事の所在が確認できないこと
- ④事務所および職員が存在しないこと
- ⑤主務官庁の監督規則に基づく報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること
- ⑥引き続き3年以上にわたって収入および支出がないこと
- ⑦社団法人にあつては、引き続き3年以上にわたって総会が開催されていないこと
- ⑧財団法人にあつては、基本財産が存在しないこと

この会議の名称になっている公益法人というのは、主として民法上の社団・財団が対象となっていると思われます。宗教法人につきましては、休眠法人とはいわないで一般には不活動法人とっております。宗教法人の不活動法人が問題となりましたのは、その優遇税制を利用するために宗教法人の売買が行われているのではないかという風評がたち、現に反社会的勢力の人たちが宗教法

人の役員に就任したり、宗教法人を利用して脱税が行われているといった報道がされるようになると、この不活動法人を何とかしなくてはならないという社会的な要請がでてまいりました。そこで文化庁宗務課では、平成18年2月に「不活動宗教法人対策マニュアル」を、平成19年2月に「不活動宗教法人対策手引書」を、平成20年3月に「不活動宗教法人対策事例集（所轄庁用資料）」を、平成21年3月に「不活動宗教法人対策事例集（包括宗教法人用資料）」を、平成22年2月には「不活動法人対策手引書」を、それぞれ出して、不活動法人を減らす努力をされてきました。

教祖の死亡や信者の離散、宗教施設の滅失等が原因となって、活動を停止した宗教法人に目をつけた人たちが、その目的外の事業を行うことによって、税の優遇措置を利用した営業活動を行ったりしてこれを悪用し、引いては国民の宗教、宗教法人、宗教者への信頼を低下させていることは、ゆゆしきことです。

文化庁の宗務課の対策は、①まず活動させること、②活動させることができないときは合併を考える、③合併できないときは解散する、というものです。不活動宗教法人の数は、少しずつ減少しており、平成16年と平成24年とを対比すると、表1のとおりです。国所轄の宗教法人では76.5%の減、都道府県所轄の宗教法人では17.6%減となっています。

表1 不活動宗教法人数の減少

	平成16年 調 査	平成24年 調 査	
国	17	4	-13 76.5% 減
都道府県	4,731	3,899	-832 17.6% 減

(宗務課調査)

表2は、過去3ヶ年の知事所轄の不活動宗教法人数の推移です。平成24年調査で170の法人がなくなっているけれども、新しく76法人が設立されたので、差引き94の宗教法人が減少して、不活動法人の総数は3899となっています。

表2 結果の推移（過去3ヶ年）

	不活動宗教法人総数	増 減	増加数	減少数
平成24年調査	3,899	-94	76	170
平成23年調査	3,993	-160	26	186
平成22年調査	4,153	-180	30	210

(宗務課調査)

以上、不活動宗教法人の現状について述べましたが、東日本大震災で宗教法人も多大な被害を蒙りました。そんな中で、不活動宗教法人になってしまうものが、いくばくか存在するのではないか、これに対して、どのような対応がされているのか、また、どのような対応がされるべきか、というのが私に与えられたテーマでした。

まず、東日本大震災における被害状況をみてみます。日本宗教連盟の調査によりますと資料Aの1乃至Aの6のとおりです。

この調査は平成23年7月31日現在のもので第2次の暫定のものだということですが、全壊が99法人あります。この中には神社本庁所属の法人が入っておりません。神社本庁所属の法人では、全壊半壊等の分類は不可能と報告されておりますので、全壊数は99法人より多いと思われます。

そこで問題となりますのは、宗教法人法第81条1項です。

この2号後段では、

「1年以上にわたってその目的（宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を強化育成すること）をしない」場合や

3号では、

「礼拝の施設が滅失し、やむ得ない事由がないのにその滅失後2年以上にわたってもその施設を備えない」場合や

4号では、

「1年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いている」場合には「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を

命じることができる。」と規定されています。

即ち、一般に全壊してしまえば当然宗教法人の目的のための行為は行えなくなります。全壊して礼拝の施設が滅失し、やむ得ない事由がないのに滅失後2年未済までにその施設を作り直すことは、困難が予想されます。1年以内に規則に記載された手続をふんで、亡くなった代表役員の後任やその代務者を選定することは、不可能な場合があるかも知れません。これらの解散事由を認識した所轄庁等が厳しく対応するというとなると、復興に向けて頑張っている宗教人にとっては大きな影響をうけることとなります。

被害をうけた宗教法人は、行政の援助をうけたり、包括宗教法人の援助をうけたり、あるいは東電へ損害賠償請求をしたりして、復興をはたし、何とかして先に述べた解散事由に該当する状態から脱却しようとしているわけですが、なかなか思うようにはいかないのが現状のようです。それは、憲法第20条・憲法第89条の規定が桎梏になっているからです。

平成24年7月13日に「福島復興再生基本方針」が閣議決定されました。これに先立って復興庁が意見公募を求めていましたが、これに応じて(財)日本宗教連盟や、(財)全日本仏教会が意見を表明しています。これらに対する復興庁の見解は隔靴搔痒の感があります。

「対象部分にある「教育・保育」に関して、「サービス」という表現がふさわしいかどうか、再検討すべき。また、生活環境の整備の中で、宗教についても十分に配慮すべき。さらに「宗教文化」を加え、地域における総合的な環境整備をより推進すべきである。」

という(財)日本宗教連盟の意見に対して、復興庁は、

「「サービス」という表現がふさわしいかどうかについては、ご意見を踏まえ、改めて検討いたしました。が、「サービス」という言葉に代わる適当な用語がなく、これまで、教育、保育についても、法令用語として「サービス」という言葉が用いられてきていることから、原案としています。なお、「宗教文化」を加えることについての考え方は上記(注、(財)全日本仏教会の意見に対する復興庁の考え方)のとおりです。」と答えています。

また、

「「宗教文化」の項目を加えることが望ましい。地域の伝統的な宗教施設である神社仏閣等が果たしてきた歴史的・文化的な基盤を担ってきたという事実があり、地域環境を整えるために重要。復興まちづくりを進める上で、被災地住民にとって伝統文化の再生とアイデンティティという心の問題を考えることに繋がる。」

という（財）全日本仏教会の意見に対して、復興庁は、

「一般的に、宗教そのものの観点から復興施策を講ずることについては、憲法第20条の規定を踏まえ、慎重な対応が必要と考えています。なお、地域の歴史的、伝統的な宗教施設等が、地域の文化、観光等の再生の観点から、復旧・復興の対象となることもあります。これらは、あくまで文化、観光等の再生の観点から結果的に対象となっているものです。」と答えています。

これについては復興庁から補足意見がでていますので資料Bの1、2をご覧ください。（財）日本宗教連盟に対するものと（財）全日本仏教会に対するものは全く同一の文章となっています。

新潟県の中越大震災のときは、財団法人新潟県中越大震災復興基金が設立されて、被災地域・集落・コミュニティの場として長年使用されている鎮守・神社・堂・祠施設に対し、支援金が出されています。建替・修繕費の4分の3以内で2000万円とされ、これによりがたい場合は理事長の裁量により出されていたようです。詳細は資料Cをご覧ください。

津久井報告にありましたように、阪神淡路大震災や中越大震災では、財団法人を設立することによって極めて弾力的な運営がされ、事実上憲法第89条を回避したといえそうです。しかし、東日本大震災では、このような財団法人が1つも設立されていないという事は如何なる理由によるもののでしょうか。

被災した宗教法人の復興に役立つ制度として指定寄附金制度の利用があります。寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第843号）本文第4号に基づき、東日本大震災により、滅失・損壊をした公益的な施設復旧のために、公共、公益法人等の募集する寄附金で主務官庁の確認を受けたものについて、税制上の優遇措置がうけられます。この制度は宗教法人への寄付者に税制上の優遇を行うことによって、寄付をうけ易くするも

のです。即ち、この制度を利用して宗教法人へ寄付をした個人は総所得金額等の80%を限度として寄附金額から2000円を控除した金額から所得控除をうけるか、または、総所得金額等の40%を限度として寄附金額から2000円を控除した金額の40%の税額控除をうけることができます。また、この制度を利用して宗教法人へ寄付をした法人は、寄付金の全額を損金に算入することができます。従って、宗教法人は寄付をうけ易くなるというものですが、平成24年7月6日現在この制度を利用しているのは表3の4法人にすぎません。

復興資金として包括宗教法人からの援助もかかせないものがあります。仏教寺院の例ですが、資料Dをご覧ください。

そして、復興する為に東京電力への損害賠償請求もなされているようですが、これは遅々として進んでおりません。原発で避難中の仏教寺院は60ヶ寺あります。資料Eをご覧ください。

被害者団体としては、①浄土宗寺院が中心の18ヶ寺がつくっている有志の会、②豊山派18ヶ寺での東京電力原発事故被災寺院復興対策の会、③曹洞宗原発事故損害賠償会議という3団体があります。

①の有志の会は、過去3ヶ年（平成20年から22年）の最多収入から平成23年の収入を差し引いた額を逸出利益として、既に受け取っているということです。その他の賠償、例えば代替地への移転、墓地移転、遺骨の除染について、

表3

	主務官庁による確認の日	主務官庁からの報告受領日	財務省へ報告した日	法人名 (当該法人の包括宗教法人)	主たる事務所 の所在地	主務官庁	指定期間	備考
1	H23.9.20	H23.9.20	H23.10.24	浅間神社 (神社本庁)	千葉県松戸市 小山664番地	千葉	平成23年9月15日から 平成25年12月31日まで	
2	H23.9.27	H23.9.29	H23.10.24	笠間稲荷神社 (神社本庁)	茨城県笠間市 笠間39番地	茨城	平成23年9月28日から 平成26年9月27日まで	
3	H23.10.5	H23.10.11	H23.10.24	宗教法人芳林寺 (曹洞宗)	さいたま市岩槻 区本町1-7-10	埼玉	平成23年10月6日から 平成26年9月30日まで	
4	H23.10.12	H23.11.9	H23.11.22	鹿島神宮 (神社本庁)	茨城県鹿嶋市 大字宮中2306番地	茨城	平成23年10月13日から 平成25年10月13日まで	募集 終了

東電は難色を示しているようです。盗難防止のための仏像・仏具・位牌の安置場所や持ち出す場合の費用は検討するということが報道されています（仏教タイムス、平成24年7月6日）。

以上のような状況なので、宗教施設が全壊した宗教法人が、宗教法人法第81条の解散事由に該当する状況から抜け出すことは、多くの時間がかかることが予想されます。弾力的な処置がのぞまれると思います。

以上で私の報告を終わります。

## 資料A-1

### 東日本大震災における宗教法人施設の被害状況調査（第2次：暫定）

#### 【集計データの注意点について】

- ※本集計データは、日本宗教連盟の協賛5団体から情報提供があったもののみを日宗連で集計した。
- ※被災状況の確認ができていない一部の宗派のみに、可能な範囲で回答協力を行ったため、すべての宗教法人施設の被害状況を網羅しているわけではない。
- ※施設被害額の算定は不可能であり、日本宗教連盟が「概算」で算出したものである。（単位は千円）
- ※金額は想定した「概算」であり、また金額が不明であるものの件数も含まれている。
- ※指定寄付金を利用するか否かは未定であり、指定寄付金の見込み額算定は不可能である。
- ※福島県については、福島第一原子力発電所事故の影響で確認ができなため、算出は不可能である。

平成23年7月31日

財団法人 日本宗教連盟

## 資料 A-2 東日本大震災における宗教法人施設の被害状況調査（第2次：暫定）

## 教派神道連合会関係宗教法人施設 被災状況（県別集計）

所在地 (県)	全壊	半壊	一部 損壊	設備 損壊	分類 不可能	県別 集計	施設被害額 (概算・千円)
岩手	0	0	2	0	0	2	60,000
宮城	2	2	4	0	0	8	480,000
福島	0	0	6	0	1	7	260,000
茨城	0	0	6	0	0	6	180,000
栃木	0	0	1	0	0	1	30,000
群馬	0	0	1	0	0	1	30,000
埼玉	0	0	1	0	0	1	30,000
千葉	0	0	2	0	0	2	60,000
合 計	2	2	23	0	1	28	1,130,000
(件数合計)					28件		(単位：千円)

※データは一部確認できた宗派のみ、可能な範囲での回答。金額が不明であるものも含まれる。

※施設被害額の算定は、日本宗教連盟が概算で算出したものである。

※指定寄付金の算定は不可能である。



資料 A-3 東日本大震災における宗教法人施設の被害状況調査（第2次：暫定）

全日本仏教会関係宗教法人施設 被災状況（県別集計）

所在地 (県)	全壊	半壊	一部 損壊	設備 損壊	分類 不可能	県別 集計	施設被害額 (概算・千円)
青森	0	0	0	0	2	2	200,000
秋田	0	0	1	0	3	4	350,000
岩手	12	6	152	14	36	220	16,120,000
宮城	48	25	457	7	27	564	43,910,000
山形	0	0	12	0	12	24	1,800,000
福島	15	29	216	24	32	316	23,570,000
茨城	3	20	354	16	70	463	29,080,000
栃木	2	6	217	31	15	271	14,780,000
群馬	0	1	231	0	17	249	13,400,000
埼玉	0	8	278	0	14	300	16,500,000
千葉	2	1	286	2	15	306	16,610,000
東京都	0	1	232	0	86	319	20,350,000
神奈川	0	0	90	0	15	105	6,000,000
静岡	0	0	1	0	0	1	50,000
山梨	0	0	1	0	0	1	50,000
分類不可	0	0	0	0	272	272	27,200,000
その他	0	0	0	0	28	28	2,800,000
合計	82	97	2,528	94	644	3,445	232,770,000
(件数合計)					3,445件		(単位：千円)

※データは一部宗派のみ、可能な範囲での回答。曹洞宗の福島県被害件数は不明だが多数。

※施設被害額の算定は、日本宗教連盟が概算で算出したものである。

※指定寄付金の算定は不可能である。

(順不同) 曹洞宗、浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、高野山真言宗、真言宗智山派、  
日蓮宗、天台宗（平成23年5月末現在）、浄土宗（平成23年6月15日現在）

## 資料 A-4 東日本大震災における宗教法人施設の被害状況調査（第2次：暫定）

## 日本キリスト教連合会関係宗教法人施設 被災状況（県別集計）

所在地 (県)	全壊	半壊	一部 損壊	設備 損壊	分類 不可能	県別 集計	施設被害額 (概算・千円)
青森	0	1	4	0	0	5	7,810
岩手	1	3	27	0	0	31	537,770
宮城	6	14	85	0	0	105	949,540
山形	0	0	3	0	0	3	8,300
福島	4	7	62	0	0	73	520,260
茨城	3	4	41	0	0	48	532,860
栃木	0	4	20	0	0	24	269,500
群馬	0	1	8	0	0	9	73,040
埼玉	0	1	3	0	0	4	2,300
千葉	0	0	14	0	0	14	39,380
東京都	0	0	3	0	0	3	367,000
合計	14	35	270	0	0	319	3,307,760
(件数合計)					319件		(単位：千円)

※データは一部確認できた宗派のみ、可能な範囲での回答。

※金額が不明であるものも含まれている。千円以下の端数は切り上げた。

※指定寄付金の算定は不可能である。

資料 A-5 東日本大震災における宗教法人施設の被害状況調査（第2次：暫定）

神社本庁関係宗教法人施設 被災状況（県別集計）

所在地 (県)	全壊	半壊	一部 損壊	設備 損壊	分類 不可能	県別 集計	施設被害額 (概算・千円)
宮城	0	0	0	0	319	319	7,030,000
岩手	0	0	0	0	275	275	3,255,000
福島	0	0	0	0	915	915	34,850,00
青森	0	0	0	0	13	13	85,000
山形	0	0	0	0	19	19	115,000
秋田	0	0	0	0	3	3	25,000
東京	0	0	0	0	276	276	1,980,000
神奈川	0	0	0	0	25	25	165,000
埼玉	0	0	0	0	204	204	1,370,000
群馬	0	0	0	0	85	85	685,000
千葉	0	0	0	0	297	297	2,355,000
茨城	0	0	0	0	1,373	1,373	14,995,000
栃木	0	0	0	0	691	691	7,670,000
山梨	0	0	0	0	13	13	90,000
静岡	0	0	0	0	40	40	250,000
長野	0	0	0	0	20	20	410,000
新潟	0	0	0	0	20	20	355,000
合計	0	0	0	0	4,588	4,588	75,685,000
(件数合計)	4,588件						(単位：千円)

※被害見込み額は県別に集計されているが、全壊・半壊・一部損壊・設備損壊別の算定は不可能である。

・被害見込み額は神社本庁が概算で算出（規模により差があるため、参考の見込み額）

※指定寄付金募集見込み額の算定も不可能である。

(福島県は確認することが不可能であるため集計データなし)

## 資料 A-6 東日本大震災における宗教法人施設の被害状況調査（第2次：暫定）

## 新日本宗教団体連合会関係宗教法人施設 被災状況（県別集計）

所在地 (県)	全壊	半壊	一部 損壊	設備 損壊	分類 不可能	県別 集計	施設被害額 (概算・千円)
宮城	1	3	0	0	0	4	230,000
合計	1	3	0	0	0	4	230,000
(件数合計)					4件		(単位：千円)

※指定寄付金の算定は不可能である。

資料B-1

「福島復興再生基本方針（案）」に対する日本宗教連盟からのご意見に対する当庁回答について（補足）

平成24年8月17日  
復興庁 統括官

日本宗教連盟の皆様におかれましては、これまで、避難場所の提供、炊き出しや物資の配給、義援金のご寄付などの東日本大震災の被災者に寄り添った支援活動を、宗派を超えて行ってきていただいております。心から感謝申し上げます。

さて、このたびは、標記回答が言葉足らずであるとともに、言葉遣いにも配慮が不足していたため、皆様にご心配をおかけするとともに、不快な思いをさせてしまい、まことに申し訳ありませんでした。

当庁といたしましても、地域の復興は、単にインフラや産業の再生で実現されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等により、被災者の心の復興がなければ終わるものではないと考えており、基本方針においては、第1のみならず、第2、第3及び第9において、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の視点や施策を盛り込んでおります。

皆様の施設につきましても、宗教施設であるからといって、直ちに国の施策の対象外となるものではなく、例えば、上記の地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の面から、地域の復旧・復興施策の対象となり得るものと考えております。また、それは、施設の規模や観光客数で判断されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの視点からも、実質的に判断されるものと考えております。

また、「教育・保育」について「サービス」の用語を用いることは、教育・保育が財物ではなく、役務であることを表現する趣旨で用いたものであることにご理解をいただければ幸いです。

今後は、このようなことのないよう、十分配慮してまいります。皆様におかれましては、引き続き、東日本大震災からの復興にお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 資料B-2

「福島復興再生基本方針（案）」に対する全日本仏教会からの  
ご意見に対する当庁回答について（補足）

平成24年8月17日  
復興庁 統括官

全日本仏教会の皆様におかれましては、これまで、避難場所の提供、炊き出しや物資の配給、義援金のご寄付などの東日本大震災の被災者に寄り添った支援活動を、宗派を超えて行ってきていただいております、心から感謝申し上げます。

さて、このたびは、標記回答が言葉足らずであるとともに、言葉遣いにも配慮が不足していたため、皆様にご心配をおかけするとともに、不快な思いをさせてしまい、まことに申し訳ありませんでした。

当庁といたしましても、地域の復興は、単にインフラや産業の再生で実現されるのではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等により、被災者の心の復興がなければ終わるものではないと考えており、基本方針においては、第1のみならず、第2、第3及び第9において、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の視点や施策を盛り込んでおります。


皆様の施設につきましても、宗教施設であるからといって、直ちに国の施策の対象外となるものではなく、例えば、上記の地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の面から、地域の復旧・復興施策の対象となり得るものと考えております。また、それは、施設の規模や観光客数で判断されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの視点からも、実質的に判断されるものと考えております。

また、「教育・保育」について「サービス」の用語を用いることは、教育・保育が財物ではなく、役務であることを表現する趣旨で用いたものであることにご理解をいただければ幸いです。

今後は、このようなことのないよう、十分配慮してまいります。皆様におかれましては、引き続き、東日本大震災からの復興にお力添えを賜りますよう、よろしく願いたします。

資料C

財団法人 新潟県中越沖地震復興基金

<p>事業名</p>		<p>中越沖地震被災者生活支援対策事業 「地域コミュニティ施設等再建支援」 (鎮守・神社・堂・祠の再建)</p>	<p>事業 期間</p>	<p>H20～H21</p>
<p>事業 目的</p>	<p>被災地域・集落のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠施設再建に対し支援する。</p>			
<p>事業 内容 等</p>	<p>1 補助対象者 地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠の復旧を行う中越沖地震に際して災害救助法の適用を受けた市町村内の集落又は自治会等</p> <p>2 補助対象事業 地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている、被災した鎮守・神社・堂・祠の復旧</p> <p>【補助対象施設】 次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する鎮守・神社・堂・祠 (1) 災害救助法適用市町村内に存在しているものであること (2) 専ら当該地域（集落）の住民が利用する鎮守・神社・堂・祠であること (3) 当該地域（集落）住民が参加する祭り行事などのコミュニティ活動が現に行われ、今後も引き続き行われることが確実であること ※復旧済みに対しても遡及して適用</p> <p>3 補助対象経費 (1) 建替 本体工事、附帯設備（電気、空調、衛生等）工事、外構工事、地盤復旧改良工事、設計監理委託及び建替に必要な解体に要する経費（土地購入費、調度品及び備品を除く） (2) 修繕 建物本体、附帯設備及び外構の補習工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託に要する経費（敷地の地盤復旧・改良工事を含み、土地購入費、調度品及び備品を除く） ※市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する</p> <p>4 補助率・補助金限度額 3／4 以内2,000万円（理事長が特に認める場合は3,000万円）</p>			
<p>申請 方法</p>	<p>申請先：市町村を經由し、復興基金事務局に提出 申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請</p>			

## 資料D

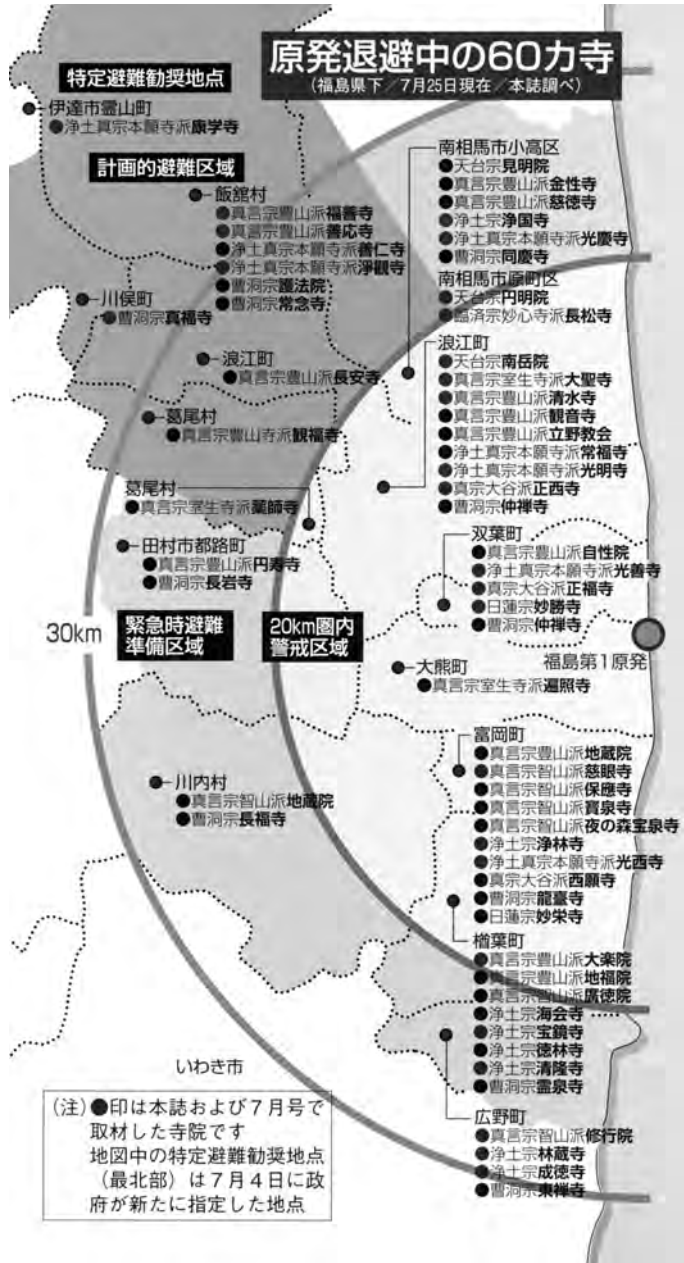
## 10大宗派の東日本大震災被災寺院数と拠出義援金や寺院支援状況

宗派名 (寺院数)	被災寺院数			寄せられた 義援金額	被災寺院への支援
	全壊	半壊	部分壊		
天台宗 (3339カ寺)	14カ寺	12カ寺	19カ寺	3億 1000万円	被災寺院すべてに見舞金を給付したほか津波で消滅した寺院に1000万円、全壊800万円、半壊400万円を配分。宗派会計からも1億5000万円を支出
	被災寺院数の合計は822カ寺				
高野山 真言宗 (3676カ寺)	なし	5カ寺	177カ寺	1億 8300万円	被害が少なかったため、天台宗、豊山派、智山派へ義援金送付。被災寺院には助成金、見舞金などを給付した
真言宗 智山派 (2907カ寺)	29カ寺	26カ寺	398カ寺	2億 8672万円	被害甚大の寺院に義援金を直接配分。復興資金の無利子貸付けも開始。復興対策委員会を設立し支援を続ける
真言宗 豊山派 (2649カ寺)	10カ寺	12カ寺	136カ寺	3億 1755万円	原発退避寺院が多く被害の状況確認が未だ取れないが支援金を寺院や支所に給付。宗派会計から約1億円を給付
浄土宗 (7067カ寺)	13カ寺	32カ寺	314カ寺	4億 2849万円	義援金の配分と、宗派による護持料給付、課金減免、共済の4本立て。宗議会は基金増額のため課金増額を決議
	原発被害の8カ寺を除く				
真宗 大谷派 (8756カ寺)	8カ寺	457カ寺		6億 7929万円	半分を一般に半分を教区を通じ寺院に配分。独自の手厚い共済制度も復興の助力に。物資71トン被災地に送付
浄土真宗 本願寺派 (10408カ寺)	21カ寺	31カ寺	227カ寺	10億 4497円	寺院に4億7000万円以上を配分。今年2月に福島市に原発退避寺院のため「支援宗務事務所」を設置した
臨済宗 妙心寺派 (3379カ寺)	4カ寺	3カ寺	121カ寺	5億 769万円	寺院のみならず、檀信徒の家屋損害、死亡・行方不明者にも見舞金を配分。被害軽微寺院からは給付辞退の声も
曹洞宗 (14597カ寺)	49カ寺	107カ寺	229カ寺	6億 9116万円	寺院に5億2363万円を配分。申請寺院に災害見舞金3億6000万円、檀信徒に特別見舞金約4億円も給付した
日蓮宗 (5203カ寺)	13カ寺	6カ寺	355カ寺	6億 220万円	大半を被災寺院と檀徒に配分。また宗派の災害救援基金より3億7500万円を支出し寺院と檀信徒に見舞金を給付

●寺院数は文化庁編「宗教年鑑」平成22年版による（本誌調べ）  
（寺門興隆H24年6月号より）



資料E



(『寺門興隆』H23. 8月号より)